

改正案	現行
<p>（金融機関の計算書類に関する事項）</p> <p>第四条 法第二十六条第二項第三号（法第三十一条又は第五十八条において準用する場合を含む。）及び第三十八条第二項第三号（法第四十三条及び第六十三条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、これらの規定による公告の日又は催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象金融機関（法第二十六条第二項第三号（法第三十一条又は第五十八条において準用する場合を含む。）及び第三十八条第二項第三号（法第四十三条及び第六十三条において準用する場合を含む。）の金融機関（銀行に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十八号イに掲げる事項</p> <p>二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象金融機関が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとつている場合 同法第</p>	<p>（金融機関の計算書類に関する事項）</p> <p>第四条 法第二十六条第二項第三号（法第三十一条又は第五十八条において準用する場合を含む。）及び第三十八条第二項第三号（法第四十三条及び第六十三条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、これらの規定による公告の日又は催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象金融機関（法第二十六条第二項第三号（法第三十一条又は第五十八条において準用する場合を含む。）及び第三十八条第二項第三号（法第四十三条及び第六十三条において準用する場合を含む。）の金融機関（銀行に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十九号イに掲げる事項</p> <p>二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象金融機関が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとつている場合 同法第</p>

九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

三〇五 (略)

(吸収合併存続銀行の事後開示事項)

第九条 法第三十二条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅協同組織金融機関(法第九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。)における次に掲げる事項

イ 法第三十六条の二の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過

三 吸収合併存続銀行における次に掲げる事項

イ 法第三十条の二本文の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第三十一条において準用する法第二十四条及び第二十六条

(第二項第二号ロを除く。)の規定による手続の経過

四〇七 (略)

(新設合併設立銀行の事後開示事項)

第十条 法第三十三条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 新設合併消滅銀行における次に掲げる事項

九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項

三〇五 (略)

(吸収合併存続銀行の事後開示事項)

第九条 法第三十二条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅協同組織金融機関(法第九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。)における法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過

三 吸収合併存続銀行における法第三十一条において準用する法第二十四条及び第二十六条(第二項第二号ロを除く。)の規定による手続の経過

四〇七 (略)

(新設合併設立銀行の事後開示事項)

第十条 法第三十三条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 新設合併消滅銀行における法第二十四条から第二十六条までの

- イ 法第二十三条の二の規定による請求に係る手続の経過
 - ロ 法第二十四条から第二十六条までの規定による手続の経過
 - 三 新設合併消滅金融機関における次に掲げる事項
 - イ 法第三十六条の二の規定による請求に係る手続の経過
 - ロ 法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過
- 四・五 (略)

(吸収合併存続協同組織金融機関の事後開示事項)

第十三条 法第四十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項(法
第十一条第一項の場合に限る。)は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 吸収合併消滅銀行における次に掲げる事項
 - イ 法第二十三条の二の規定による請求に係る手続の経過
 - ロ 法第二十四条から第二十六条までの規定による手続の経過
- 三 吸収合併存続信用金庫における次に掲げる事項
 - イ 法第四十二条の二本文の規定による請求に係る手続の経過
 - ロ 法第四十三条において読み替えて準用する法第三十七条第一
項及び第二項並びに第三十八条(第二項第二号ロを除く。)の
規定による手続の経過

四・七 (略)

2 法第四十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項(法第十七
条第一項の場合に限る。)は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

規定による手続の経過

- 三 新設合併消滅金融機関における法第三十七条及び第三十八条の
規定による手続の経過

四・五 (略)

(吸収合併存続協同組織金融機関の事後開示事項)

第十三条 法第四十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項(法
第十一条第一項の場合に限る。)は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 吸収合併消滅銀行における法第二十四条から第二十六条までの
規定による手続の経過
- 三 吸収合併存続信用金庫における法第四十三条において準用する
法第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条(第二項第二号
ロを除く。)の規定による手続の経過

四・七 (略)

2 法第四十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項(法第十七
条第一項の場合に限る。)は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

- 二 吸収合併消滅協同組織金融機関における次に掲げる事項
 - イ 法第三十六条の二の規定による請求に係る手続の経過
 - ロ 法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過
- 三 吸収合併存続協同組織金融機関における次に掲げる事項
 - イ 法第四十二条の二本文の規定による請求に係る手続の経過
 - ロ 法第四十三条において読み替えて準用する法第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条（第二項第二号ロを除く。）の規定による手続の経過

四〇七（略）

（新設合併設立協同組織金融機関の事後開示事項）

第十四条 法第四十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項（法第十五条第一項の場合に限る。）は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 新設合併消滅銀行における次に掲げる事項

イ 法第二十三条の二の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第二十四条から第二十六条までの規定による手続の経過

三 新設合併消滅信用金庫における次に掲げる事項

イ 法第三十六条の二の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過

四〇七（略）

2 法第四十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項（法第十九条第一項の場合に限る。）は、次に掲げる事項とする。

二 吸収合併消滅協同組織金融機関における法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過

三 吸収合併存続協同組織金融機関における法第四十三条において準用する法第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条（第二項第二号ロを除く。）の規定による手続の経過

四〇七（略）

（新設合併設立協同組織金融機関の事後開示事項）

第十四条 法第四十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項（法第十五条第一項の場合に限る。）は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 新設合併消滅銀行における法第二十四条から第二十六条までの規定による手続の経過

三 新設合併消滅信用金庫における法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過

四〇七（略）

2 法第四十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項（法第十九条第一項の場合に限る。）は、次に掲げる事項とする。

<p>一 (略)</p> <p>二 新設合併消滅協同組織金融機関における次に掲げる事項</p> <p>イ 法第三十六条の二の規定による請求に係る手続の経過</p> <p>ロ 法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過</p> <p>三 六 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 新設合併消滅協同組織金融機関における法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過</p> <p>三 六 (略)</p>
--	---